

第二種特例区域における届出手続きの流れ

①事前相談

- 静岡市商業労政課（以下市）に届出書（案）を提出する。
- 市の指示に従い内容を修正する。
- 協議が整った段階で届出書（本届出）として市に提出する。

②本届出

2
か
月
以
内

- 市に本届出を提出する。
- 市において、公告・縦覧処理がなされる。

③説明会（届出から2カ月以内）

- 市に説明会計画書（要綱様式第2号）を提出する。
- 説明会の7日前までに公告（新聞折込等）を行う。
- 住民説明会を実施する。
- 市に説明会報告書（要綱様式第3号）を提出する。

④店舗の開店

【提出書類】

- 届出書
 - 主として販売する物品の種類を記載した計画の概要
 - 登記事項証明書
 - 図面 ※建物位置図・周辺見取図・建物配置図・各フロアの平面図
- ※届出内容によっては不要な書類がございます。

なお、その他の書類が設置者から任意で提出された場合については、参考資料として市において保管することとします。